

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成31年1月11日付けの保護廃止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

書面や電話での通知、口頭・文書による指導等もなく、平成30年12月26日に急に保護（家賃）が止まった。本件処分通知書が届いたのは、平成31年1月17日である。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和2年5月15日	諮問
令和2年7月30日	審議（第45回第3部会）
令和2年8月21日	審議（第46回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、法26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10によれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、認定した収入との対比によって決定することとしている。
- (3) 次官通知第8・3・(1)・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとしている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下

「課長通知」という。)は、「第10 保護の決定」の問12「法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。」の答の「2 保護を廃止すべき場合」において、「(1)当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき。」又は、「(2)当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」は、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている。

- (5) 課長通知第10・問6・答によれば、保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費を超えるに至り保護の廃止を必要とする際には、保護開始時と異なり、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものであることとしている。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)第8-37答によれば、保護廃止の要否判定を行う時点で、当該世帯の現実の需要に臨時的需要や自立助長目的費用が認められるとすれば、要否判定の際の基準に含めなければならないとし、また、収入認定に係る控除の適用の際には、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10・2・(1)・別表2に規定する、勤労に伴う必要経費として定める額を適用することとしている。

- 2 これを本件についてみると、平成30年7月に、処分庁は、課税課から提供された平成29年分の課税状況に関する資料(以下「収入調査基礎資料」という。)を確認し、請求人に未申告の給与収入

1, 786, 398円（以下「平成29年分本件給与収入」という。）があることを認識したことが認められる。そして、処分庁は、請求人から同年8月21日付けの同意書を得た上で、同年11月9日に課税課長に対して法29条の規定に基づく請求人の収入に係る調査を依頼し、その結果、本件会社から平成29年分本件給与収入を得ていたと判明したため、同年12月10日、本件会社に対して法29条の規定に基づき本件賃金台帳の写しの提供を依頼し、同月19日にこれを受領したこと等が認められる。これらの調査結果からすると、平成31年1月における請求人の保護の必要性がなくなると考えられたため、担当職員は、予定していた平成31年1月分の保護費の振込手続をいったん中止し、平成31年1月7日に請求人から本件給与収入の用途について聴取した上で、請求人に対する法に基づく保護を廃止すべきとの結論に至ったものと認められる。

これを受けて、処分庁は、請求人に係る保護の要否を検討した結果、同月11日に本件処分を行ったことが認められる。

- 3 処分庁が調査した結果、請求人は、平成29年4月1日に本件会社に就職し、同年5月から平成30年12月までの間、毎月、最大で292,437円、最小で145,670円の収入を安定的に得ていたことが認められる（別紙参照）。上記期間において、本件各給与収入と年金収入を加えた額が最低生活費を下回った月は2月しかなく（本件各給与収入から局長通知第10・2・(1)・別表2に定める控除額（前記1・(5)）を差し引いても同じ。）、本件処分時も請求人は本件会社に就労しており、明らかに自立更生が十分可能な状態が継続することが見込まれた。そうすると、本件は、課長通知第10・問12（答）・2・(1)の「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由

が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」に当たるといえることができるから、法26条の規定により、速やかに保護の廃止を決定すべきものと認められる。そして、このような場合も、本件処分通知書に理由として記載された「・稼働収入の増加・取得による廃止」に当たると解せられることから、本件処分は、適法・妥当といえることができる。

- 4 請求人は、第3のとおり、書面や電話での通知、口頭・文書による指導、弁明による指導もなく、保護費の支給が中止され、平成31年1月17日になって本件処分通知書が送られてきたことは違法・不当であると主張する。

しかし、法26条の規定に基づく保護廃止については、廃止しようとする場合に文書指導等を義務付ける法令上の定めは特段見当たらない。また、請求人のいう「弁明による指導」が弁明の機会の付与（行政手続法13条1項）だとしても、法29条の2の規定により、不利益処分の名宛人に対する弁明の機会の付与等について定めた行政手続法13条の規定の適用はないものとされている。

また、平成30年12月中に平成31年1月分の保護費の支給がなかったことについては、平成30年12月19日に本件会社から賃金台帳の写しを受領して本件給与収入の額（ただし、この時点では平成30年12月分を除く。）が判明し、平成31年1月1日付けで保護の必要性がなくなる可能性が出てきたことから、本件処分を行うに当たり平成30年12月26日に予定されていた定例の保護費支給を中止したものであり、本件処分を違法・不当なものとするものとは認められない。

したがって、本件処分は、適法・妥当である。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)